



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

379	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
380	救急病院の認定	(医務課).....	1
381	〃	(〃).....	1
382	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
383	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(〃).....	3
384	紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	3
385	かつらぎ町営土地改良事業の工事の完了	(〃).....	3
386	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
387	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

告 示

和歌山県告示第379号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3012410076	児童デイサービスばれっと	西牟婁郡白浜町富田字茶屋ノ芝957-4	児童デイサービス	障害児	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成23.4.1	平成29.3.31
3010120826	児童デイサービスこぐま	和歌山市西汀丁7	児童デイサービス	障害児	特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	平成23.4.1	平成29.3.31

和歌山県告示第380号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 石本胃腸肛門病院
- 2 所在地 和歌山市田中町3丁目1番地
- 3 有効期限 平成26年3月4日

和歌山県告示第381号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を

認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会保険紀南病院
- 2 所在地 田辺市新庄町46番地の70
- 3 有効期限 平成26年4月30日

和歌山県告示第382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パームシティ和歌山店
和歌山市中野字長左31番地1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前) 40店舗
(変更後) 38店舗
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数の変更
(変更前) 2,129台
(変更後) 1,977台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積の変更
(変更前) 1,780㎡
(変更後) 1,295㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更
(変更前) 367㎡
(変更後) 324㎡
- 4 変更年月日
 - (1) 平成22年11月25日
 - (2) ～ (4) 平成23年12月26日
- 5 変更する理由
 - (1) テナント入れ替えのため。
 - (2) ～ (4) 現状の利用状況及び施設状況に応じた店舗計画のための変更

- 6 届出年月日
平成23年3月25日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年4月8日から同年8月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ岩出バイパス店
和歌山市川辺字神ノ木193
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成23年4月8日から同年5月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、かつらぎ町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 かつらぎ町営土地改良事業（基盤整備促進事業（農道整備）西渋田地区）
- 2 同意年月日 平成19年3月30日
- 3 事業主体 かつらぎ町
- 4 工事を完了した時期 平成23年3月15日

和歌山県告示第386号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により

告示する。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字西中野川字上之久保301
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上之久保301 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第387号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3124	海南市重根字田輪之前667番3、690番、709番4、字地藏前713番1、714番	和歌山市有家320番地1 日前開発 代表 赤間淳巳	平成 23. 3. 31	5. 00	43. 54